香芝市は景観行政団体へ移行します。



令和８年１０月２日に香芝市景観条例が公布され、令和８年１１月１日から香芝市景観条例の施行と共に景観行政事務の処理を開始し、景観行政団体となります。

景観行政団体への移行に伴い、景観法に基づく届出等の提出先が奈良県から香芝市へ変更となります。

景観行政団体とは？

景観法に基づき、良好な景観の保全及び形成のための具体的な施策を実施していく自治体のことです。

景観行政団体への移行及び景観計画策定等のスケジュール

令和８年１１月１日　：景観行政団体へ移行、香芝市景観条例施行
令和９年１月（予定）：香芝市景観計画策定（周知期間：令和９年１月から６月末まで）
令和９年７月（予定）：香芝市景観計画運用開始

届出等の提出先、規定条例及び審査基準について

令和８年１０月３１日まで

景観法に基づく届出等は、奈良県景観計画における届出が必要な行為及び景観形成基準に基づき、奈良県へ提出することになります。

令和８年１１月１日から令和９年６月３０日（予定）まで

景観法に基づく届出等は、奈良県景観計画における届出が必要な行為及び景観形成基準に基づき、香芝市へ提出することになります。

令和９年７月（予定）以降

景観法に基づく届出等は、香芝市景観計画における届出が必要な行為及び景観形成基準に基づき、香芝市へ提出することになります。

	令和８年１０月３１日まで	令和８年１１月１日から 令和９年６月３０日 （予定）まで	令和９年７月（予定） 以降
届出等の 提出先	奈良県環境森林部 景観・自然環境課	香芝市都市創造部 都市政策交通課	香芝市都市創造部 都市政策交通課
規定条例	奈良県景観条例	香芝市景観条例	香芝市景観条例
審査基準	奈良県景観計画で 定められた景観形成基準	奈良県景観計画で 定められた景観形成基準	香芝市景観計画で 定められた景観形成基準

香芝市
Kashiba City

問合先
香芝市役所　都市創造部　都市政策交通課
（香芝市役所本庁舎2階）
電話:0745－44－3304
Email:anzen@city.kashiba.lg.jp